

環境性能の高い ユニバーサルデザイン(UD)タクシーをはじめ 次世代タクシーの導入を 助成制度で支援!

～次世代タクシーの普及促進事業～



事業概要

事業年度	平成28年度から令和3年度
助成対象者	一般乗用旅客自動車運送事業者等
助成対象車両	(1) 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車のタクシー (2) 環境性能の高いUDタクシー※ ※環境性能の高いUDタクシーとは、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・ハイブリッド自動車であって車いすのまま乗降できるスロープ又はリフトを初度登録時に装備しているタクシー車両です。
助成額等	(1) 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車のタクシー ・車両本体価格の6分の1の額(上限100万円) (2) 環境性能の高いUDタクシー ・国補助を受けない場合=60万円 ・国補助を受ける場合=40万円

詳しくは、下記クール・ネット東京ホームページ内の手続きの手引きをご覧ください。

お問い合わせ先



東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)都市エネ促進チーム

〒163-0810 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル14階

TEL:03-5990-5068 Eメール:cnt-toshiene@tokyokankyo.jp

クール・ネット東京

受付時間:月曜日～金曜日(祝祭日・年末年始を除く。)9:00～17:00(12:00～13:00を除く。)



クール・ネット東京 ホームページ URL:<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/taxi>

助成対象者

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者
道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者
- (2) 上記に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業者とリース契約を締結するリース事業者

助成対象自動車

- (1) 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車のタクシー
 - ・平成28年4月1日から令和4年1月31日までの間に初度登録され、代金の支払いが完了している自動車(中古を除く。)であること。ただし、初度登録をした日から起算して1年以内に申請すること。
 - ・東京都内に使用の本拠の位置を有すること。
- (2) 環境性能の高いUDタクシー
 - ・平成28年4月1日から令和4年1月31日までの間に初度登録され、代金の支払いが完了している自動車(中古を除く。)であること。ただし、初度登録をした日から起算して1年以内又は、国の額確定通知日から4か月以内に申請すること。
 - ・東京都内に使用の本拠の位置を有すること。

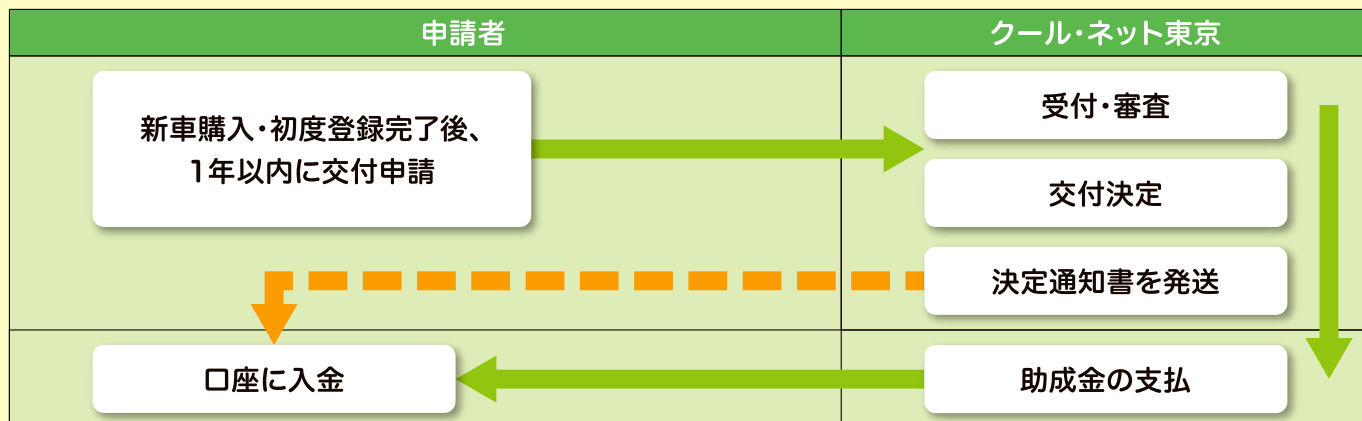
助成要件(環境性能の高いUDタクシーのみ) ※福祉輸送事業限定事業者は除く。

- (1) 申請1台につき、2名以上の運転者がユニバーサルドライバー研修を受講していること。
- (2) 実車を用いた定期的な研修を年2回以上実施していること。

助成額等

- (1) 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車のタクシー(上限100万円)
 - ・車両本体価格の6分の1の額
 - ・(2)と併用の場合は、車両本体価格から60万円を差引いた額の6分の1の額
- (2) 環境性能の高いUDタクシー
 - ・国補助を受けない場合=60万円
 - ・国補助を受ける場合=40万円

申請手続き



申請期限 令和4年2月10日(木)必着